

農地利用最適化推進委員の募集要項

令和8年4月

長生村農業委員会

農地利用最適化推進委員の募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、長生村農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集します。

1 募集内容

(1) 定数（募集人数）

区 域	担 当 す る 地 域	定 数
第1区域	金田、七井土、藪塚、水口、北水口、岩沼、信友	4人
第2区域	高崎、南部、大村、下村、新地、新田、市ヶ谷、 曾根、上ノ原、高根新屋敷、中之郷、小橋、高谷原、 小泉北部、小泉南部、原	4人
第3区域	瀬台、向原、高塚、竜宮台、南中瀬、北中瀬、 宮ノ台、昭和、大根、城之内、大坪西部、大坪東部、 一松新屋敷、蟹道、驚、入山津	4人
計		12人

(2) 任 期 委嘱の日から令和11年7月19日まで

(3) 身 分 長生村の特別職の非常勤職員

(4) 職務内容

ア 担い手への農地利用の集積・集約化の推進に係る現地活動

イ 遊休農地の発生防止・解消の推進に係る現地活動

ウ 農業への新規参入者の促進に係る現地活動

エ 上記職務における農業委員との連携

(5) 報 酬 月額30,000円

(6) その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦、応募は可能ですが、農業委員と兼任することはできません。

また、複数の担当区域に推薦・応募は可能ですが、選任後担当する区域は一区域です。

2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、農地利用最適化推進委員選任予定日において、次に掲げる者でない者とする。

(1) 長生村に住所を有しない者

(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 長生村暴力団排除条例第2条に規定する者

(5) 長生村の常勤職員

3 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 推薦及び応募の方法

- ア 長生村に住所を有する農業者からの推薦（推薦者3名以上）〔個人推薦〕
- イ 農業者が組織する団体その他団体からの推薦〔団体等推薦〕
- ウ 一般募集〔応募〕

(2) 提出書類

区 分	提出書類
ア 長生村に住所を有する農業者個人からの推薦〔個人推薦〕	第1号様式
イ 農業者が組織する団体その他関係団体からの推薦〔団体等推薦〕	第2号様式
ウ 一般募集〔応募〕	第3号様式

※提出された書類については、返却しません。

(3) 提出先 長生村農業委員会

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷1番地77

(4) 受付期間 令和8年4月1日（水）から同年4月28日（火）まで （土、日曜日及び祝日を除く）

4 選任方法

提出された推薦書・応募申込書の内容及び長生村の農業の発展に資する方であるか、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であることを総合的に審査し、最適化推進委員候補者を決定します。当該候補者について、農業委員会総会において推進委員を選任し、委嘱します。

5 情報の公開

法令等の規定に基づき、募集期間の中間及び終了後に、委員候補者として、推薦及び応募された方の氏名、職業、年齢、性別等を長生村ホームページに掲載し公表します。

6 問い合わせ先

〒299-4394

千葉県長生郡長生村本郷1番地77

長生村農業委員会事務局（役場産業課内） 電話 0475-32-4742